

建 経 フ 第 4 4 号

平成23年6月7日

社団法人全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一 殿

株式会社建設経営サービス

取締役社長 大八木 勝彦



「下請債権保全支援事業」の拡充に伴う
「手形買取」の開始について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、国土交通省では東日本大震災の被災地域の復旧・復興を担う建設企業の資金繰りの円滑化を図るため、同省の施策である「下請債権保全支援事業」を拡充し、被災地域における工事及び災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）に係る債権の買取を新たに実施したところでございます。

弊社といたしましては、このたびの拡充策は大震災後の困難な状況の中で活躍する中小・中堅建設企業が最も必要としている資金繰りの円滑化に資するものであり、また、被災地域は全て弊社の営業エリアでもあり最大限協力することとし、「KKS 保証ファクタリング」に『手形買取（ノンリコース〔*1〕）』を追加するとともに、手形買取料率につきましては、一律年3%（助成後、制度利用料含む）と非常に低廉に設定し、6月1日から取扱いを開始したところでございます〔*2〕。

つきましては、事情ご賢察のうえ貴会傘下の会員団体様等の関係先に対しまして、本支援事業及び弊社商品につきまして一層の周知をお願いいたしたく特段のご配慮をお願い申し上げます。

今後とも、微力ながら建設業界の発展のために尽力して参る所存でございますので、引き続きご支援・ご協力の程お願い申し上げます。

敬 具

〔*1〕 ノンリコース（無担保裏書譲渡）とは・・・取引先の倒産などにより債権回収ができなくなった場合（不渡り）でも、手形割引とは異なり、手形受取人に買戻しの義務が発生しないもの。

〔*2〕 買取の対象は、被災地域に本店を有する下請建設企業及び被災地域において行われるがれきの撤去等を含む建設工事を施工する建設企業から全部または一部を直接請け負っている下請建設企業。

「緊急資金化対策」のご案内!!

東日本建設業保証(株)グループ

KKS

“東日本大震災被災地の下請・資材企業”の皆様へ

KKS保証ファクタリング「手形買取」

～国土交通省 下請債権保全支援事業～

被災地の建設・資材企業の皆様へ、今までの感謝を込めて応援いたします。
代金回収の心配をしないでどうぞ安心して被災地域復興のために頑張ってください。

元請から突然
手形払いに変更さ
れたけどすぐに現金
化したい!!

こんな時に
大きな費用負担
はしたくない!!

振出人が倒産
しても買戻し
はしたくない!!

こんな被災地の声に応え
ます!!

実質買取料は、手形額面額の

1%未満

算出方法: $3.0\%(\text{※1}) \times 120\text{日}(\text{※2}) \div 365\text{日}$

※1) 買取料率は年率6%固定 国の助成料率は年率4% 国の制度利用率率は年率1% $3\% = (6 - 4 + 1)$

※2) 手形の制度要件は、120日以内(この買取日数によって実質買取料率は変動します。)

すぐに現金にできます

手形の支払期日まで待つ必要がありません。
受け取った手形は、すぐに買い取ります。

手形を買戻す必要がありません

万一手形が不渡りになっても、割引ではなく
買取なので買戻しする必要がありません。

※) 買取にあたり当社所定の審査があります。審査の結果により、貴社のご希望に沿えない場合があります。

詳しくは今すぐお電話!!

国土交通省下請債権保全支援事業

KKS保証ファクタリング専用ダイヤル→**03-3545-8562**

KKS 株式会社 建設経営サービス

(東日本建設業保証(株) 100%子会社)



ご利用頂ける下請・資材企業の方

資本金20億円又は従業員1,500人以下の建設企業又は資材企業であり、かつ右表に該当する企業に限られます。

被災地域に
本店が

所在する

ある

○

ない

○

所在しない

○

×

工事場所が被災地域に

○は、該当する企業 ×は、該当しない企業



手形買取のご利用例（買取料の計算）

【前提条件】

手形金額：500万円、買取料率：年率6%（助成後2%）

制度利用料：年率1%、買取日数：100日のケース

買取料＝手形金額×買取料率×買取日数（両端入れ）÷365日

買取料率＝当社所定の買取料率－助成料率＋制度利用料（1%）

●買取料の計算

手形金額500万円×2%（買取料率6%－助成料率4%）×100日÷365日＝27,397円・・・①

●制度利用料の計算

手形金額500万円×1%×100日÷365日＝13,698円・・・②

●貴社のご負担額

27,397円（①）＋13,698円（②）＝41,095円

500万円の0.82%の
ご負担で資金化できます。



元請建設企業の条件

次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ①保証を開始する日の年度またはその前年度に
公共工事受注実績がある。
- ②経営事項審査を受審していること。

不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい。



「被災地域」とは、

東日本大震災で災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）
（岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村）

詳しくはWEBで KKS保証ファクタリング

検索

www.kks-21.com

株式会社 建設経営サービス

貸金業登録番号 関東財務局長(1)第01480号

金融・数量積算事業本部 ファクタリング事業部

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12

TEL 03-3545-8562 FAX 03-3545-8530

URL <http://www.kks-21.com/>

被災地企業への金融支援拡充

東日本建設業保証の子会社、建設経営サービス（KKS、大八木勝彦社長）は、東日本大震災の被災地で復旧・復興を担う建設会社の資金繰り支援に向け金融サービスを拡充する。拡充するのは国土交通省が実施する元請業者向けの「地域建設業経営強化融資制度」と下請・資材業者向けの「下請債権保全支援事業」に対応したサービスで、6月1日から被災地企業などに限定し

あすからKKS

て出来高融資の対象を広げるとともに、保証ファクタリングに手形の買い取りを追加する。

国交省は6月1日から被災地向けに地域建設業経営強化融資制度と下請債権保全支援事業の内容を拡充する。地域建設業経営強化融資制度の融資対象にがれき処理を追加。下請債権保全事業についても、事業を利用できる下請債権として被災地のがれき処理に関わ

がれき撤去などに低利融資

る債権を追加。債権の支払い保証という従来のスキームに加え、新たに被災地で行う工事とがれき処理に関わる債権の買い取りの仕組みも導入する。

KKSが6月1日から始めるサービスもこれに対応したもので、国交省の地域建設業経営強化融資制度の出来高融資の対象にがれき処理を追加し、被災地域に本店のある元請業者と、被災地でがれき撤去を含む工事を施工する元請業者に限定して通常の適用金利（2・9％）より低い2・5％の金利で融資する。

保証ファクタリングについては、国交省が下請債権保全支援事業で新たに追加した債権買い取りに対応し、手形の買い取り（ノンリコースを含む）を追加。被災地に本店のある下請業者と資材業者、被災地のがれき撤去を含む工事を施工する建設業者から全部または一部を直接下請する建設会社、被災地の建設工事で使う資材を供給している資材業者を対象に手形の買い取りに応じる。買い取り料率は一律「年3％」に設定し、通常よりも大幅に料率を下げた。

被災地域金融支援

ガレキ撤去
を対象追加 手形買取も実施

建設経営サービス

東日本建設業保証の子会社である建設経営サービス（KKS）は6月1日から、国交省の地域建設業経営強化融資制度に基づき実施している公共工事などの請負代金債権を担保とした出来高融資での金利軽減を開始する。同省の下請債権保全支援事業に基づき実施している保証ファクタリン

グでの手形買取も同日から開始する。

国交省では、地域建設業経営強化融資制度の対象である元請企業に被災地域のガレキ処理を行う元請企業を新たに追加するほか、下請債権保全支援事業で被災地域での工事やガレキ撤去にかかる債権買取を新たに実施する。

請負代金債権を担保とした出来高融資での

金利軽減と保証ファクタリングでの手形買取は、東日本大震災被災地域を対象とする同省の元請・下請建設業の金融支援強化に対応し実施するもの。出来高融資では、通常適用している金利を0・4％軽減し2・5％と設

定。金利軽減措置は、被災地域に本店がある元請企業のほか、被災地域でガレキ撤去を含む建設工事を施工する元請企業がその適用を受けることが出来る。

手形買取は、被災地の工事やガレキ撤去に際して元請が振り出した手形や、被災地域に主要営業所を持つ下請企業が保有する手形が対象となる。不渡りが生じた場合でも買戻し義務が発生しない無担保裏書譲渡（ノンリコース）が適用される。

経営
建設
サービス

被災地に金融支援

がれき撤去も出来高融資

ファクタリングなど金融サービスやコンサルティング事業を行っている建設経営サービス（大八木勝彦社長）は30日、被災地域の元請・下請企業に対して、6月1日から震災がれき撤去を出来高融資の対象にすること、保証ファクタリング（手形買取）の対象にする、金融支援業務を開始すると発表した。同社は東日本建設業保証の100%子会社。東日本震災の被災地は、同社の顧客が多く、国土交通省が打ち出した被災建設企業への金融支援策に積極的

に対応する姿勢をいち早く打ち出した形。

建設経営サービスは、国交省が1日から、震災がれき撤去などを元請け向けの「地域建設業経営強化融資制度」の融資対象に、また下請け・資材業者向けの「下請債権保全支援事業」でもそれぞれ追加適用することを受け、出来高融資で金利軽減、手形買取では一律の買取料率を被災地の元請け、資材業者含む下請けに1日から適用することを決めた。

具体的には、出来高融資で

は被災地でがれき撤去工事を
含む下請けから買い取る。こ
行つ元請けに対して、通常適
用金利から0・4%軽減す
る。

また元請け下請け向けに振
り出した手形を買い取る、手
形買取では、手形料率を助成
後、一律年3%で資材業者を

含む下請けから買い取る。こ
れまで手形買取は手形振り出
し先の与信度合いで買取料率
は変動していたが、被災地企
業支援として今回一律の料率
で買い取ることにした。下請
けにとつては手元に残る現金
化率が一定になる。